物品（古油）売払仕様書

大阪広域環境施設組合

1．売払物品

品　　名	数　量	物　件　所　在　地
古油 （舞洲工場）	80 缶（約 16,000Ｌ） （ドラム缶含む）	大阪市此花区北港白津１－２－48 舞洲工場　TEL06-6463-4153

2．注意事項

（1）　入札参加を希望する者は必ず現場で現物を熟覧のうえ、申込金額を見積もること。

（2）　本売払に関しては、大阪広域環境施設組合契約規則その他関係法令を守り、本仕様書記載事項を確認のうえ申込書を提出すること。

（3）　本契約は、80 缶（約 16,000Ｌ）（ドラム缶含む）の見積に基づく定額契約とし、契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

（4）　引取期限は、令和９年１月 26 日（火）までとし、期限内に必ず引取りを完了すること。なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪広域環境施設組合契約規則第 50 条を適用し延滞違約金を徴収する。また、引取期限が経過した後は、本組合の都合により搬出路の閉鎖などによって搬出不可能となる場合もあるので引取期限を遵守すること。

（5）　引取りに際しては、物品引取時間等について事前に大阪広域環境施設組合担当者と詳細な打ち合わせをおこない、その指示に従うこと。

（6）　本売払契約後の物品の保管については、買受人の責任とし、その物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本組合はその責任を一切負わないものとする。

（7）　本売払契約後、物品保管場所及び搬送中に発生した人身事故等については、買受人の責任とする。

（8）　現地で解体する場合は、当組合担当者の承認を受けること。

（9）　売払物品を不法投棄又は不法焼却しないこと。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

１　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による公表及び停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

２　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

コンプライアンスに係る特記仕様書

（条例の遵守）

第1条　受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成27年条例第5号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条　受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

２ 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（不当要求の取扱い）

第６条　発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（大阪広域環境施設組合総務部総務課）に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課（連絡先：０６－６６３０－３１８３）